

2 事務分担

目 次

1 基本的な考え方	事務- 1
2 特別区と大阪府の事務分担	事務- 2
3 特別区の事務	事務- 6
4 大阪府の事務	事務- 1 6
5 新たな事務に関する事務分担	事務- 1 9
6 事務分担総括表	事務- 2 0
7 法令事務の特別区への承継	事務- 2 4
8 事務の承継	事務- 2 6

1 基本的な考え方

現 状

大阪市の事務

- 都道府県・政令指定都市・中核市・一般市権限の事務
- 住民に身近な事務に加え、大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務

大阪府の事務

- 都道府県権限の事務
- 大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務

**新たな大都市制度においてめざすべき姿として、現行法制度の枠組みにとらわれない
「基礎自治体」と「広域自治体」の役割分担を徹底**

基礎自治体

住民に身近な事務については、
“基礎自治体優先”的原則のもと、
基礎自治体ができるだけ担う

広域自治体

大阪都市圏の集積・広がりを踏まえ、
大阪全体の視点、統一戦略で
取り組むべき事務は、
広域自治体に一元化

上記の役割分担に基づき、中核市並みの権限を基本として、大阪市と大阪府の事務事業・機能を最適化する観点で事務を仕分け

※将来的には、特別区の設置当初に大阪府が担うこととした事務であっても、
住民に身近な事務は特別区が担えるように取り組んでいく

2 特別区と大阪府の事務分担

(1) 役割分担の考え方

特別区

■ 住民に最も身近な存在として、豊かな住民生活や地域の安全・安心を支える

- 公選の区長、区議会のもと、福祉・保健・教育などの住民に身近な行政サービスを総合的に提供
- 地域の実情に応じた特色ある施策展開を図る

大阪府

■ 大阪都市圏の“成長”を支え、大阪全体の安全・安心を確保する

- 大阪全体の成長、発展に向けた統一的な戦略、計画づくり、統一戦略に基づく産業政策の推進など
- 大阪府域トータルの視点での交通インフラの整備など、選択と集中による事業展開
- 基礎自治体のバックアップ機能の発揮
- 大規模災害への対応のための防災体制の強化

東京都区の制度にとらわれない大阪独自の事務分担をめざす

特別区の事務

住民に身近な事務は、“基礎自治体優先”的原則のもと、特別区が実施

- ① 中核市・一般市の事務（大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務を除く）
 - ② 地域のまちづくり（広域的対応が必要なまちづくりは除く）、住民生活に密着した都市基盤整備に関する事務
 - ③ 都道府県や政令指定都市の権限に係る事務であっても、住民に身近なものは特別区が実施
- ※ 大阪市が独自に行う任意事務についても、同様の考え方で仕分け
- ※ 特別区の事務のうち、公平性・効率性・専門性などの観点から、必要なものについては共同で行う（一部事務組合・機関等の共同設置）

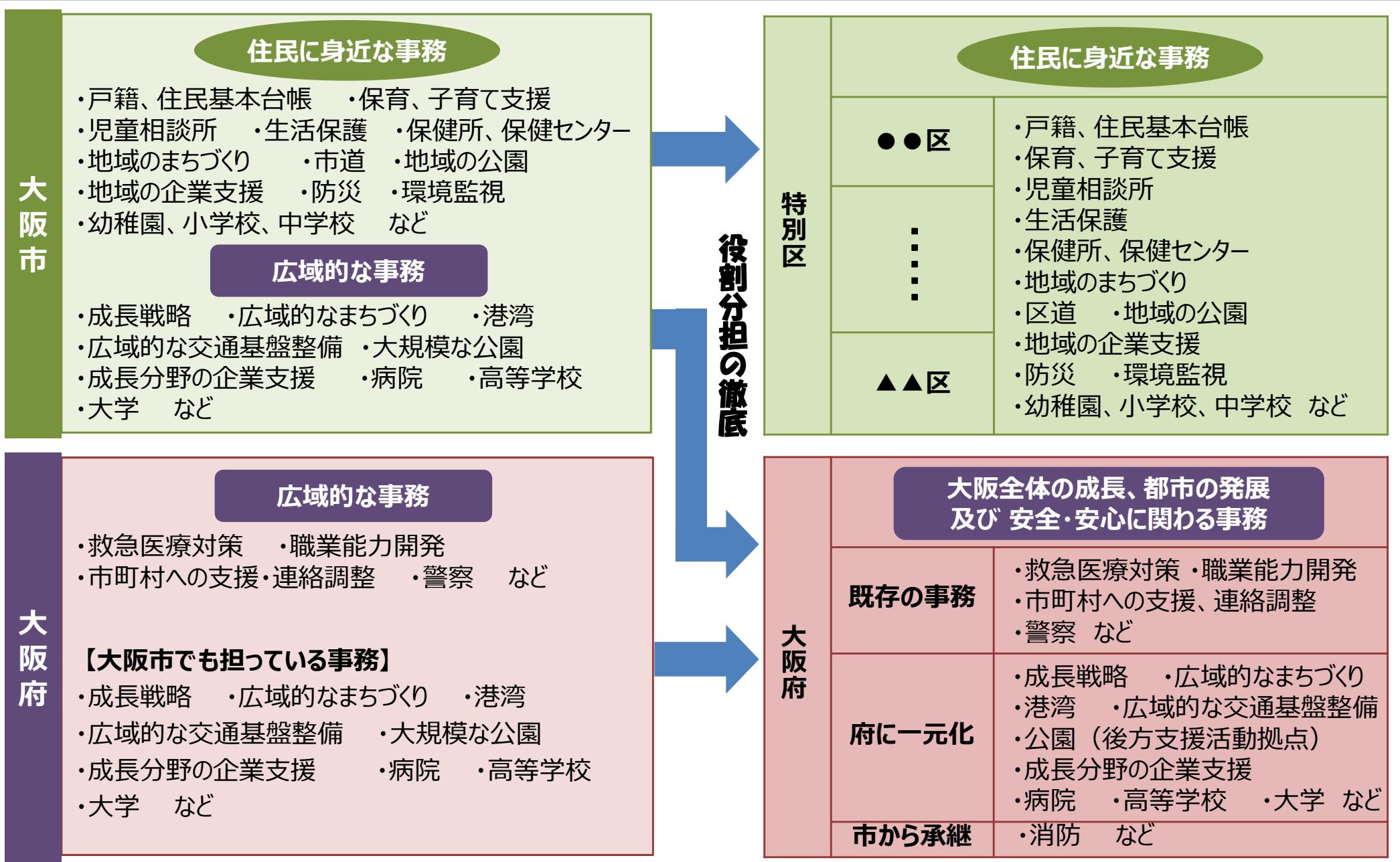
大阪府の事務

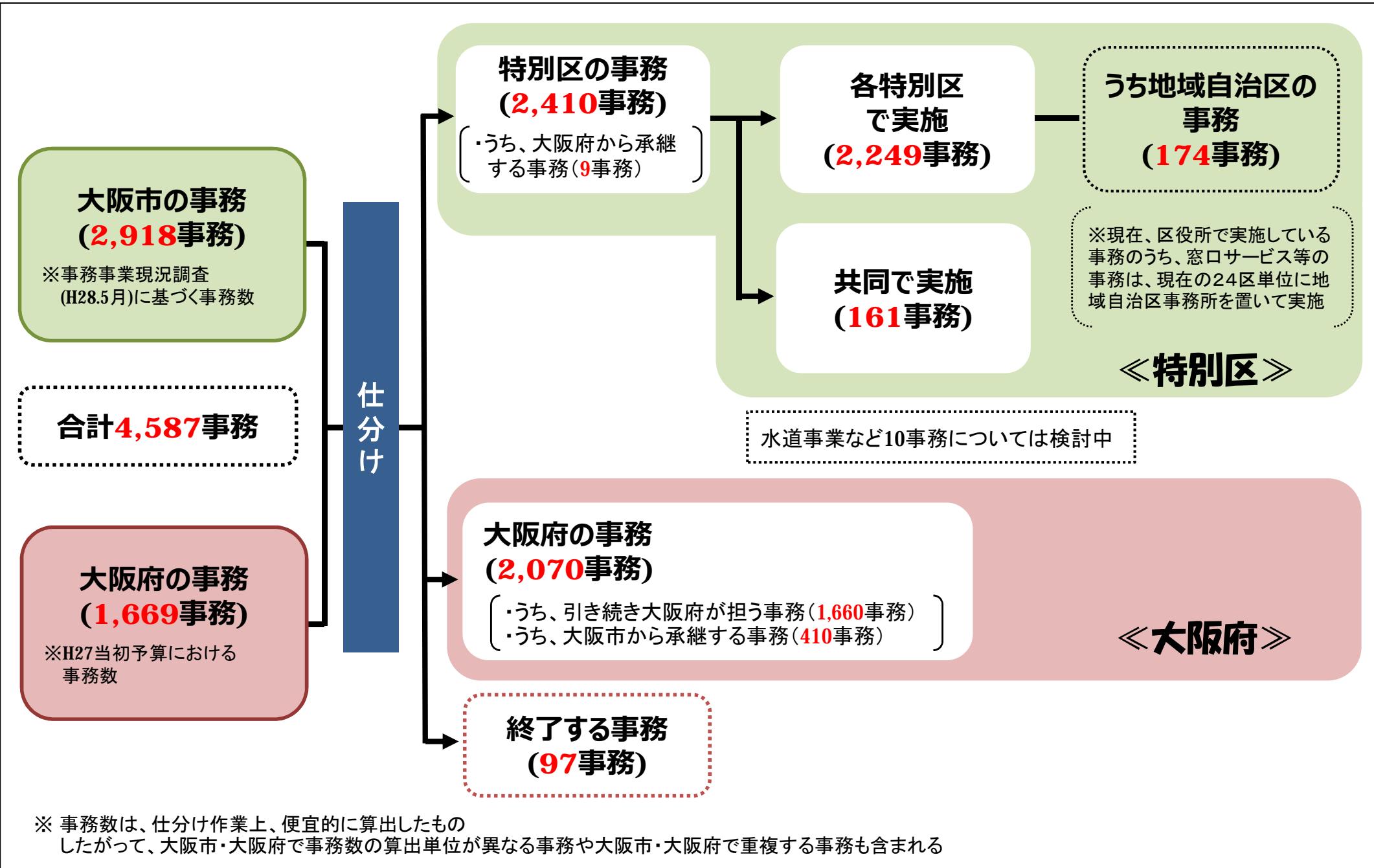
大阪府は、特別区を包括する新たな広域自治体として、大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務などを実施

- ① 都道府県・政令指定都市の権限に係る事務（ただし、住民に身近な事務は特別区が実施）
 - ② 大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務、大阪全体の視点で統一的・広域的な対応が必要なまちづくり、都市基盤整備に関する事務（中核市や一般市の権限に係る事務であっても、これに該当するものは大阪府が実施）
- ※ 大阪市が独自に行う任意事務についても、同様の考え方で仕分け

2 特別区と大阪府の事務分担

(2) 事務の分担 (イメージ)





3 特別区の事務

(1) 特別区が担う事務

住民に身近な事務は、“基礎自治体優先”的原則のもと、特別区が実施

- ① 中核市・一般市の事務（大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務を除く）（事務-8参照）
- ② 地域のまちづくり（広域的対応が必要なまちづくりは除く）、住民生活に密着した都市基盤整備に関する事務（事務-10参照）
- ③ 都道府県や政令指定都市の権限に係る事務であっても、住民に身近な事務（事務-11参照）

※ 大阪市が独自に行う任意事務についても、同様の考え方で仕分け

※ 特別区の事務のうち、公平性・効率性・専門性などの観点から、必要なものについては共同で実施
(一部事務組合、機関等の共同設置)

■ 分野別事務の例

分 野	事務の例				
1. こども	・保育	・子育て支援	・こども、青少年	・ひとり親家庭支援等	・こども医療費助成 ・児童相談所、一時保護所
2. 福祉	・障がい者福祉	・高齢者福祉	・社会福祉・地域福祉等	・敬老優待乗車証交付事業 ・身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所 ・発達障がい者支援（計画・施策）	・認定こども園 ・幼児教育無償化
3. 健康・保健	・感染症対策	・保健医療	・環境衛生	・食品衛生	・狂犬病予防等 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付等 ・野生鳥獣関係
					・動物取扱事業者登録等に関する事務

分野	事務の例			
4. 教育	・幼稚園、小中学校の設置運営等 ・小中学校教職員人事権、研修	・生涯学習 ・文化財保護	・私立幼稚園設置認可	
5. 環境	・環境監視規制等 ・廃棄物処理	・斎場、靈園	・地球温暖化対策等 ・エネルギー政策推進等	
6. 産業・市場	・地域の企業支援等 ・地域産業の振興、規制等	・計量	・農業の振興、規制等	
7. 都市魅力	・観光振興（地域） ・文化、スポーツ振興（地域）			
8. まちづくり	・地域まちづくり等 ・都市計画（地区計画等）	・地域交通等関係事務 ・市街地整備、景観等	・公営住宅 ・建築基準法関係	・多様な世帯に対する居住支援 ・開発指導等
9. 都市基盤整備	・道路（地域交通網） ・消費者行政	・河川表面管理等 ・旅券交付	・公園	
10. 住民生活	・住民票等窓口サービス ・人権、男女共同参画等	・地域振興 ・住民協働等	・住民協働等 ・地域施設	
11. 消防・防災	・防災、危機管理（地域）			
12. 自治体運営	・人事給与、税務、財政、企画、統計、広聴広報、法務、管財、会計、議会、行政委員会等			

3 特別区の事務

① 中核市・一般市の事務（主な事務）

※「主な権限」について、主たる事務に付随する事務に任意事務が含まれる場合は、主たる事務の権限についてのみ記載

事務の名称	主な権限	分担(案)	事務分担の考え方
保育	中核市 一般市	特別区	・待機児童解消の取り組みなどについて、特別区長の方針や考え方を反映し、地域の実情に応じて特色ある施策を展開
こども医療費助成	任 意	特別区	・大阪市が独自に進めてきた住民サービスを、より地域の特性を踏まえて特別区で実施
幼児教育無償化	任 意	特別区	・大阪市が独自に進めてきた住民サービスを、より地域の特性を踏まえて特別区で実施
高齢者福祉	中核市 一般市	特別区	・住民の福祉に係る直接的な対人サービスの事務については、特別区長の方針や考え方を反映し、地域の実情に応じて特色ある施策を展開 ・住民に身近な特別区で実施し、よりきめ細かに対応
介護保険	一般市	特別区 (一部事務組合)	・特別区間の保険料のばらつきを生じさせないことから、特別区設置時は一部事務組合で実施
敬老優待乗車証交付事業	任 意	特別区	・大阪市が独自に進めてきた住民サービスを、より地域の特性を踏まえて特別区で実施
国民健康保険	一般市	特別区	・平成30年度から国民健康保険が広域化され、都道府県が財政運営の責任主体となり、その運営方針のもと各市町村は事業実施するため、特別区で実施

事務の名称	主な権限	分担(案)	事務分担の考え方
生活保護	一般市	特別区	・基礎自治体の基本的な事務であり、地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から対応
保健所 保健センター	中核市 一般市	特別区	・各種健康診断や予防接種の実施、医療給付の申請受付など地域に密着した保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から、よりきめ細かに対応
幼稚園、小中学校の設置運営等	一般市	特別区	・地域に密着した教育行政を実施し、教育内容を充実 ・特別区で策定する教育振興基本計画に沿って施策を展開
環境監視規制等	中核市 一般市	特別区	・地域に密着した環境汚染状況等の監視 ・地域の実情に応じた事業者指導等により、地域の生活環境を向上
地域の企業支援等	任 意	特別区	・特別区長の方針や考え方のもと、地域の特性を踏まえながら、地域の企業にきめ細かに対応
住民票等窓口サービス	一般市	特別区	・住民に関する登録や証明など基礎自治体の基本的な事務
防災・危機管理	一般市	特別区	・地域住民の安全・安心にかかる事務 ・地域の実情に応じて地域防災計画を策定し、地域住民と協力しながら危機管理体制を充実
公平委員会事務	一般市	特別区	・各特別区において人事給与制度を構築する観点から、各特別区に公平委員会を設置

3 特別区の事務

② 地域のまちづくり、住民生活に密着した都市基盤整備に関する事務（主な事務）

事務の名称	主な権限	分担(案)	事務分担の考え方
都市計画 ※	一般市	特別区	・地区計画、大規模でない特定街区・再開発等促進区、地域インフラの決定等については、地域の実情を踏まえきめ細かに施策を展開しながら、地域に身近なまちづくりを実施
道路 ※	一般市	特別区	・住民生活に身近な道路（大阪府が所管する道路除く）は、特別区が地域の実情に応じて対応
河川 ※	都道府県 政令指定都市 一般市	特別区	・地域の状況にあわせた河川の利活用を図り、まちづくり（にぎわいづくり等）との一体性を確保するため、河川の日常的な表面管理等を実施
公園 ※	一般市	特別区	・住民に身近な公園は地域の特性を踏まえながら維持管理

※ 大阪府が所管する事務は事務-18に記載

③ 都道府県や政令指定都市の権限に係る事務であっても、住民に身近な事務（主な事務）

事務の名称	主な権限	分担(案)	事務分担の考え方
児童相談所・一時保護所	政令指定都市	特別区	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に身近な特別区において児童虐待発生時の迅速に対応するため、児童相談所・一時保護所を一体として設置することを基本とする。 <p>※特別区設置当初は、一部の特別区において共同設置</p>
児童養護施設等	政令指定都市 中核市	特別区 (一部事務組合)	<ul style="list-style-type: none"> ・偏在している施設の入所調整等にかかる事務であり、一部事務組合で実施
認定こども園	都道府県 中核市	特別区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の就学前教育・保育に係る事務であり、住民に身近な特別区が地域の実情を踏まえながら実施
心身障がい者リハビリテーションセンター	政令指定都市 中核市	特別区 (共同設置)	<ul style="list-style-type: none"> ・心身障がい者リハビリテーションセンターを構成する身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所、更生療育センター等が連携して総合的にサービスを提供 ・これらを共同設置することで専門性を確保 <p>※施設・財産の管理については、一部事務組合で実施</p>
身体障がい者更生相談所 知的障がい者更生相談所	政令指定都市	特別区 (共同設置)	<ul style="list-style-type: none"> ・他の障がい者福祉施策と一体的に地域の実情を踏まえながら実施 ・機関の共同設置により実施することで、高度な専門性を確保
発達障がい者支援センター 運営等事業	政令指定都市	特別区 (共同設置)	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携や高度な専門性を確保しながら効果的に事業を実施していくため、機関の共同設置により実施
精神障がい者保健福祉手帳 の交付等	政令指定都市	特別区	<ul style="list-style-type: none"> ・他の障がい者福祉施策と一体的に地域の実情を踏まえながら実施

3 特別区の事務

③ 都道府県や政令指定都市の権限に係る事務であっても、住民に身近な事務（主な事務）

事務の名称	主な権限	分担(案)	事務分担の考え方
小中学校教職員人事権・研修	政令指定都市 中核市	特別区	・特別区が教職員人事権や研修まで含めた権限と責任を持つことで、より地域に密着した教育行政を実施
私立幼稚園の設置認可	都道府県	特別区	・地域の就学前教育に係る事務であり、住民に身近な特別区が地域の実情を踏まえながら実施
文化財保護	都道府県 政令指定都市	特別区	・地域振興等の施策と一体的・効果的に施策展開
旅券(パスポート)交付	都道府県	特別区	・旅券発給にかかる申請受理・交付業務などの窓口業務を実施し、住民の利便性を確保

(2) 地域自治区事務所で実施する事務

現在の24区役所で実施している事務については、企画部門や内部事務は特別区の区役所に集約し、窓口サービスは地域自治区事務所等で実施

分野	地域自治区事務所の主な事務	特別区の区役所で実施する主な関連事務
1. こども	<ul style="list-style-type: none">・保育所の入所手続、保育料賦課徴収・子育て支援（相談、児童手当の受付等）・ひとり親家庭等の支援（日常生活支援事業の派遣申請等）	<ul style="list-style-type: none">・児童養護施設等の徴収金の決定・母子生活支援施設等の入所・徴収金の決定・放課後児童健全育成事業・児童委員の研修等
2. 福祉	<ul style="list-style-type: none">・生活保護相談・申請等・地域福祉等窓口業務（成年後見制度利用支援等）・障がい者福祉窓口業務 (身体障がい者手帳・療育手帳の申請、自立支援給付等)・高齢者福祉窓口業務（敬老優待乗車証交付等）・国民健康保険、介護保険、国民年金等の届出等	<ul style="list-style-type: none">・生活保護に係る職員研修等・地域福祉等（民生委員の指導監督等）・障がい者福祉（事業者に対する給付費の支払い等）・高齢者福祉（地域包括支援センター運営協議会等）
3. 健康・保健	<ul style="list-style-type: none">・健診、予防接種、相談、医療費助成等・食品・環境衛生関係相談、医療関係届出等・狂犬病予防・動物愛護等・精神障がい者保健福祉手帳の申請等	
4. 教育		<ul style="list-style-type: none">・就学事務
8. まちづくり		<ul style="list-style-type: none">・空家法に基づく特定空家対策事務
10. 住民生活	<ul style="list-style-type: none">・住民票等窓口サービス・地域活動支援	<ul style="list-style-type: none">・住居表示、人口動態調査票の作成等・地域活動支援（企画）・地域防犯対策
11. 消防・防災	<ul style="list-style-type: none">・地域自主防災組織事務・災害時避難所等事務	<ul style="list-style-type: none">・防災
12. 自治体運営	<ul style="list-style-type: none">・税関係証明書の発行、税収納	<ul style="list-style-type: none">・統計調査・選挙

3 特別区の事務

(3) 特別区が共同で行う事務

特別区間で共同処理が必要な事務は、一部事務組合の設置や機関等の共同設置により実施

※ 特別区が担う事務は、各特別区において実施することが原則であるが、専門性の確保が特に必要なものやサービスの実施にあたり公平性・効率性を特に確保する必要がある一部の事務に限り、一部事務組合の設置や機関等の共同設置により、特別区が共同して事務を実施

一部事務組合の事務

(事務-15参照)

- ・住民の負担やサービスの公平性確保の観点から、共同で実施する必要がある介護保険事業や偏在する施設の管理運営など
- ・効率性の観点から共通管理を行う必要がある基幹情報システム

※ 一部事務組合は、特別区とは別の法人格を有する特別地方公共団体
一部事務組合で共同処理する事務は、特別区の権限から除外され、一部事務組合に引き継がれる

機関等共同設置の事務

- ・監査委員及びその事務局
- ・心身障がい者リハビリテーションセンターで行う事務
(身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所、発達障がい者支援センターなど)
- ・児童相談所及び一時保護所 (一部の特別区において暫定的に対応)

※ 特別区の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を共同して設置する制度
共同設置の機関等が行った事務執行の効果は、各特別区自身が行ったものと同様、各特別区に帰属

(4) 一部事務組合の事務

□ 事業の実施

- ・介護保険事業
- ・民間の児童養護施設等及び生活保護施設の所管事務
(設置認可、指導、助成などの事務を含む)

□ 情報システムの管理

- ・住民基本台帳等システム
- ・税務事務システム
- ・国民健康保険システム
- ・統合基盤・ネットワークシステム など
- ・戸籍情報システム
- ・総合福祉システム
- ・介護保険システム

□ 施設の管理等

福祉施設	市民利用施設	その他
<ul style="list-style-type: none">・児童自立支援施設 (阿武山学園)・児童心理治療施設 (児童院・弘済のぞみ園)・児童養護施設 (弘済みらい園・長谷川羽曳野学園)・母子・父子福祉施設 (愛光会館)・生活保護施設 (大淀寮、淀川寮、港晴寮、 第2港晴寮)・心身障がい者リハビリテーションセンター (施設管理・財産管理に限る)・福祉型障がい児入所施設 (敷津浦学園)・障がい者就労支援施設 (千里作業指導所)	<ul style="list-style-type: none">・信太山青少年野外活動センター・長居ユースホステル・青少年センター・こども文化センター・障がい者スポーツセンター <p>〔舞洲障がい者スポーツセンター、 長居障がい者スポーツセンター〕</p> <ul style="list-style-type: none">・中央体育館・大阪プール・鞠テニスセンター、鞠庭球場	<ul style="list-style-type: none">・動物管理センター・斎場 <p>〔北斎場、小林斎場、佃斎場、 鶴見斎場、瓜破斎場、葬祭場〕</p> <ul style="list-style-type: none">・靈園 <p>〔泉南メモリアルパーク、瓜破靈園、 服部靈園、北靈園、南靈園〕</p> <ul style="list-style-type: none">・処分検討地等にかかる管理・処分

4 大阪府の事務

**大阪府は、特別区を包括する新たな広域自治体として、大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に
関わる事務などを実施**

- 都道府県・政令指定都市の権限に係る事務（ただし、住民に身近な事務は特別区が実施）
 - 大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務、大阪全体の視点で統一的・広域的な対応が必要な
まちづくり、都市基盤整備等に関する事務（中核市や一般市の権限に係る事務であっても、これに該当するものは大阪府が実施）
- ※ 大阪市が独自に行う任意事務についても、同様の考え方で仕分け

■ 大阪市が現在実施している事務で大阪府に承継する事務の例

分野	事務の例				
1. こども	・スクールカウンセラー事業等 ・母子父子寡婦福祉貸付金（特別会計の管理等）など				
2. 福祉	・障がい者歯科診療センター ・障がい者の競技スポーツ振興 ・高齢者福祉専門研修 ・あいりん対策 など				
3. 健康・保健	・医療法人の設立認可 ・精神保健福祉センター ・環境科学研究 ・病院 など				
4. 教育	・高等学校 ・大学 など				
5. 環境	・エネルギー政策 ・地球温暖化広域対策等 など				
6. 産業・市場	・成長分野の企業支援 ・融資制度 ・アジア太平洋トレードセンター ・商工会議所 ・中央卸売市場 など				
7. 都市魅力	・観光・文化・スポーツ振興（成長・集客等） ・文化施設（博物館・美術館等） など				
8. まちづくり	・広域的な交通基盤整備 ・成長戦略・グランドデザイン ・港湾 ・地価監視 ・都市計画（都市再生特別地区、用途地域等） ・うめきた2期 など				
9. 都市基盤整備	・道路（広域交通網） ・河川管理（一級河川） ・公園（後方支援活動拠点等） ・下水道 など				
10. 住民生活	・市区町村との連絡調整 ・D V一時保護 ・雇用施策 など				
11. 消防・防災	・消防 ・防災・危機管理 など				
12. 自治体運営	・地方公務員災害補償基金 ・財政運営（交付税・公債費） ・税務（固定資産税等） など				

■ 主な事務

※「主な権限」について、主たる事務に付随する事務に任意事務が含まれる場合は、主たる事務の権限についてのみ記載

事務の名称	主な権限	分担(案)	事務分担の考え方
母子父子寡婦福祉貸付金 (特別会計の管理等)	中核市	大阪府	・貸付金に係る特別会計の管理等については、大阪府が一元的に実施
あいりん対策	任 意	大阪府	・あいりん地域は、全国各地から労働者が流入してきた経過があり、全国レベルの課題かつ大都市特有の課題として、大阪府の総合調整のもと、地域の実情に精通した特別区と連携しながら事業を実施
精神保健福祉センター	政令指定都市	大阪府	・大阪府と大阪市が設置している精神保健福祉センターを統合し、精神保健福祉に係る専門性を確保しながら、広域的に対応
病院	任 意	大阪府	・専門的な高度医療施設、広域的な拠点施設を確保
高等学校	任 意	大阪府	・多様な課程・学科等を設置し、専門的な教育を実施 ・中学校卒業者数の将来動向も見据えた、大阪府域全体での高等学校の適正配置を実現
大学(大阪市立大学)	任 意	大阪府	・国内外での競争に打ち勝ち、大阪の成長や発展に寄与
成長分野の企業支援等	任 意	大阪府	・大阪全体を俯瞰し、大阪の成長に向けて戦略的・統一的に実施
観光・文化・スポーツ振興 (成長・集客等)	任 意	大阪府	・大阪全体の統一的な戦略のもと、都市魅力を向上させ、内外から人を呼び込む
広域的な交通基盤の整備	政令指定都市	大阪府	・広域的な交通基盤（鉄道ネットワーク、高速道路ネットワーク等）の整備・検討等について、大阪の成長、都市づくりの一体性を確保
成長戦略・グランドデザイン	任 意	大阪府	・大阪全体の統一的な戦略のもと、都市づくりを推進し、大阪全体の成長、発展につなげる
うめきた2期	任 意	大阪府	・検討業務及び個別事業は、広域インフラとしての機能を重視し、関連事業全体として広域的に実施

4 大阪府の事務

■ 主な事務

事務の名称	主な権限	分担(案)	事務分担の考え方
下水道	一般市	大阪府	・区部下水道の一体管理が必要であることから、大阪府が一体的に所管
都市計画 ※	政令指定都市 一般市	大阪府	・都市計画区域マスターplan、都市再開発方針等の策定、自動車専用道路等の広域インフラに係る都市計画の決定、都市再生特別地区、用途地域、大規模な特定街区・再開発等促進区の決定等については、都市としての一体性を確保しながら、成長に資する都市づくりを実施
道路 ※	政令指定都市	大阪府	・下記の基準に適合する道路は大阪府が所管し、大阪の経済・産業戦略を支え、防災上必要な広域ネットワークを形成 【基準】4車線以上かつ①～⑥のいずれかを満たす路線 ①大阪府域内の地域間の連絡 ②都心(都市核)、地域核間の連絡 ③広域交流拠点、国土軸との連絡 ④隣接府県の主要都市との連絡 ⑤都市への交通集中の分散(環状道路) ⑥広域的防災に資する道路
河川 ※	都道府県 政令指定都市	大阪府	・河川の治水機能については、広域的に一元管理することで、大阪全体の安全・安心、都市づくりの一体性を確保
公園 ※	都道府県	大阪府	・規模が大きく、災害時における後方支援活動拠点としての機能を有する公園については、大阪府が所管し、大阪全体の安全・安心、都市づくりの一体性を確保
消防	一般市	大阪府	・大阪市消防局が有する消防力を維持し、大規模災害に対応できる体制を確保

※ 特別区が所管するものは事務-10に記載

5 新たな事務に関する事務分担

事務分担（案）の作成基準時点（平成28年5月）以後に、新たに実施することになった事務事業についても、特別区と大阪府の事務分担と同様の考え方により整理を行うものとする

■ 主な事務

事務の名称	主な権限	分担(案)	事務分担の考え方
都市交通局関係事務	一般市	特別区	・地域住民の暮らしに身近な交通に関する事務であり、地域の実情に応じた対応が可能
万博関係事務(誘致)	任 意	大阪府	・誘致にかかる事務は、大阪の魅力を世界に発信し、経済や地域の活性化を図るため、大阪府が実施
万博関係事務(機運醸成)	任 意	特別区	・大阪市内での機運醸成については、各地域において引き続き取組みが行われることから、特別区が実施
IR誘致	任 意	大阪府	・IR基本構想（案）の策定、住民のIRへの理解促進やギャンブル依存症対策などへの対応等、いずれも広域的に大阪府が取り組む
環境科学研究所(環境分野)関係事務	任 意	大阪府	・環境科学研究センターは、広域的な調査研究の拠点となる施設として大阪府が実施

6 事務分担総括表

特別区に仕分けられた事務

[2, 820事務のうち、2, 410事務(85%)]

分野(事務数)	事務の例(事務数)
1. こども(240)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所・児童福祉施設 (51) ・保育 (82) ・保育人材確保事業 (5) (保育士・保育所支援センター運営事業等) ・子育て支援 (38) ・こども、青少年 (27) ・ひとり親家庭支援等 (26) など
2. 福祉(408)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉(112) ・身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所(4) ・発達障がい者支援 (5) ・高齢者福祉 (57) ・介護保険 (37) ・国民健康保険 (8) ・生活保護 (49) ・社会福祉・地域福祉等 (90) など
3. 健康・保健 (266)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策 (28) ・保健医療 (92) ・環境衛生、食品衛生 (85) ・狂犬病予防・動物愛護等 (20) ・精神保健 (16) など
4. 教育(283)	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小中学校の設置運営等 (106) ・私立幼稚園の設置認可 (1) ・小中学校教職員人事権・研修 (39) ・公立児童福祉施設併設校 (67) ・文化財保護 (9) ・生涯学習 (18) など
5. 環境(254)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境監視規制等 (81) ・廃棄物処理 (94) ・斎場靈園 (9) ・地球温暖化対策 (16) ・エネルギー政策推進等 (2) など

大阪府に仕分けられた事務

[2, 820事務のうち、410事務(15%)]

分野(事務数)	事務の例(事務数)
1. こども(5)	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー事業等 (2) ・保育人材確保事業 (2) (潜在保育士の再就職支援事業等) ・母子父子寡婦福祉貸付金 (1) (特別会計の管理等)
2. 福祉(24)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者歯科診療センター (1) ・障がい者の競技スポーツ振興 (3) ・高齢者福祉専門研修 (2) ・あいりん対策 (6) ・生活保護業務に係る事務監査 (1) ・専門医療機関の確保 (2) など
3. 健康・保健 (20)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センター (7) ・動物愛護等 (2) ・病院 (2) など
4. 教育(49)	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校 (38) ・大学 (2) など
5. 環境(19)	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー政策 (5) ・地球温暖化広域対策 (3) など

分野(事務数)	事務の例(事務数)
6. 産業・市場 (40)	・地域の企業支援等 (16) ・地域産業の振興・規制等 (7) ・計量 (3) ・農業の振興・規制等 (9) など
7. 都市魅力(14)	・観光・文化・スポーツ振興 (地域) (11) ・文化施設 (地域) (3)
8. まちづくり (257)	・都市計画 (地区計画) 等 (12) ・市街地整備・景観等 (61) ・建築基準法関係等 (27) ・開発指導 (13) ・地域まちづくり等 (73) ・地域交通政策等 (30) ・公営住宅等 (6) ・多様な世帯に対する居住支援 (22) など
9. 都市基盤整備 (183)	・道路事業 (地域交通網) (98) ・連続立体交差事業 (1) ・駐車場 (3) ・河川事業 (一級河川城北川を除く)(表面管理等) (8) ・河川事業 (準用河川・普通河川) (2) ・公園事業 (その他の公園) (61) など
10. 住民生活 (170)	・住民票等窓口サービス (62) ・人権・男女共同参画等 (18) ・地域振興・住民協働等 (50) ・地域施設 (21) ・消費者行政 (10) ・旅券交付 (1) など
11. 消防防災 (55)	・防災・危機管理 (地域) (55)
12. 自治体運営 (240)	・人事給与、税務、財政、企画、統計、広聴広報、法務、管財、会計、議会、行政委員会等 (240)

分野(事務数)	事務の例(事務数)
6. 産業・市場 (29)	・成長分野の企業支援等 (16) ・融資制度 (2) ・アジア太平洋トレードセンター (2) ・中央卸売市場 (3) など
7. 都市魅力(23)	・観光・文化・スポーツ振興 (成長・集客等) (15) ・文化施設 (博物館、美術館等) (8)
8. まちづくり (90)	・都市計画 (都市再生特別地区・用途地域等) (10) ・広域的な交通基盤の整備 (11) ・成長戦略・グランドデザイン (11) ・港湾 (40) ・地価監視 (10) など
9. 都市基盤整備 (98)	・道路事業 (広域交通網) (53) ・河川事業 (一級河川城北川) (2) ・公園事業 (広域的機能を有する公園) (37) ・下水道事業 (5) など
10. 住民生活 (22)	・市区町村との連絡調整 (12) ・DV一時保護 (2) ・雇用施策 (2) など
11. 消防防災(7)	・消防 (5) ・防災・危機管理 (2)
12. 自治体運営 (24)	・地方公務員災害補償基金 (1) ・財政運営 (交付税・公債費) (2) ・税務 (固定資産税等) (13) など

(参考) 新たな大都市制度における特別区・大阪府の権限イメージ

	こども、福祉	健康・保健	教育	環境	まちづくり、 都市基盤整備	住民生活、 消防・防災等
都道府県	保育士・介護支援専門員の登録 身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置	麻薬取扱者（一部厚労大臣権限）の免許 精神科病院の設置 臨時の予防接種の実施	小中学校学校編制基準、教職員定数の決定 私立学校（幼稚園除く）、市町村立高等学校の設置認可	第一種フロン類回収業者の登録 浄化槽工事業・解体工事業の登録	指定区間の一級河川の管理	警察（犯罪捜査、運転免許等）
政令指定都市	認定こども園（幼保連携型以外）の認定 身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置（任意） 児童相談所の設置	精神障がい者の入院措置 特定毒物の製造許可 動物取扱業の登録	重要文化財の管理に係る指揮監督 埋蔵文化財の調査発掘に関する届出の受理 県費負担教職員の任免等の決定 遺跡の発見に関する届出の受理 博物館の設置登録	私立幼稚園の設置認可 公害健康被害の補償給付 建築物用地下水の採取の許可 工業用地下水の採取の許可	都市計画（マスタープラン、都市再生特別地区） 指定区間外の国道、県道の管理 指定区間の一級河川（一部）の管理	
中核市	母子父子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付け 犬・ねこの引取り 保健所の設置 飲食店営業等の許可	特別区の事務 県費負担教職員の研修 重要文化財（一部）の現状変更等の許可	一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設の設置の許可 ばい煙発生施設・ダイオキシン類発生施設の設置の届出の受理	屋外広告物の条例による設置制限 サービス付高齢者向け住宅事業の登録 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可		

中 核 市	保育所・認定こども園（幼保連携型）、養護老人ホームの設置の認可・監督	温泉の利用許可		土壤汚染の除去等の措置が必要な区域の指定	土地区画整理組合・防災街区計画整備組合の設立の認可	
	介護サービス事業者の指定（一部を除く）	旅館業・公衆浴場の経営許可		浄化槽の設置の届出の受理		
	第一種社会福祉事業の経営許可・監督	理容所・美容所の位置等の届出の受理		一般粉じん発生施設の設置の届出の受理		
	障がい福祉サービス事業者の指定	薬局の開設許可		汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理		
	身体障がい者手帳の交付	毒物・劇物の販売業の登録			開発審査会	
特別区の事務						
一般市 ・ 町 村	保育所の設置・運営	市町村保健センターの設置		一般廃棄物の収集・処理	下水道の整備・管理運営	消防・救急活動
	生活保護（市・福祉事務所設置町村が処理）	健康増進事業の実施	小中学校の設置管理	騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定（市のみ）	都市計画（用途地域等）	
	養護老人ホームの設置・運営	定期の予防接種の実施	幼稚園の設置・運営	浄化槽清掃業の許可	都市計画（地区計画等）	災害の予防・警戒・防除等（その他）
	障がい者自立支援給付（一部を除く）	結核に係る健康診断	就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助		市町村道の建設・管理	戸籍・住基
	身体障がい者相談・知的障がい者相談の委託	母子健康手帳の交付	県費負担教職員の服務の監督		準用河川の管理	
	介護保険・国民健康保険事業	埋葬、火葬の許可				

※ 白色部分は大阪府の事務

※ 濃色部分は東京特別区の権限

※ 水道事務は検討中

7 法令事務の特別区への承継

(1) 基本的な考え方

東京都の特別区が法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務とは異なる事務分担としている事務については、事務処理特例条例等での事務移譲を基本とし、制度上法令等の改正が必要なものは、法令等の改正を協議

◆分権の理念に適合

国に法制上の措置等を求めるのでなく、「地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営する」という分権の理念に沿って、現行制度を活用して中核市並みの事務分担を実現

◆分権的な手法

事務処理特例条例等による事務移譲は、地域の主体的な判断に基づき、各自治体の規模・能力など、それぞれの地域の実情に応じ、住民ニーズの的確な反映といった観点から、柔軟に移譲を行う手段として広く活用されている手法
(※ 移譲事務の処理に必要な財源措置は、特別区財政調整交付金で措置することを基本に制度設計)



東京都の特別区とは異なる事務分担を大阪独自に実現

(2) 法令等の改正が必要なもの

東京の特別区が法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務とは異なる事務分担としているもの

現時点で整理した結果

(H28.5.1時点)

区分 法 令	法律	政 令	省 令	計
事務分担	87	33	21	141
財政調整	1	1	0	2
都区協議会	0	1	0	1
組織体制	1	0	0	1

【整理の考え方】

- ① 事務分担の対象となる法令事務について、根拠法令・条項ごとに整理
- ② 特別区素案において特別区が行うこととした事務のうち、東京都における法令上の特別区の事務とは、異なる事務を抽出

▶条例による事務処理の特例等により対応【基本】

- ・地方自治法に基づき、大阪府が特例条例を制定するなど必要な措置を講ずる
- ・協定書に記載し総務大臣にあらかじめ報告

対応できないもの

▶国に法令改正を協議

- ・事務分担、税源配分、財政調整について、国が法令改正等を行う必要があるものを協定書に記載しようとするときは、総務大臣と事前に協議
- ・国は、協定書の内容を踏まえ必要があると認めるときは、必要な法制上の措置等を行う

【法令改正を協議するもの】

対象となる法令	改正内容
旧公害健康被害の補償等に関する法律施行令（※）	補償に係る旧第一種地域の指定を大阪市から特別区に改正
地方自治法及び地方自治法施行令	財政調整財源に、地方交付税（市町村分）相当額（条例で定める額）を追加
地方自治法施行令	都区協議会の人数及び構成員の改正
地方公務員等共済組合法	府職員は地方職員共済組合、特別区職員は市町村職員共済組合の組合員とする改正

※ 公害健康被害補償法施行令の一部を改正する政令（昭和62年政令第368号）附則第2条等の規定により、なおその効力を有することとされた同令の規定による改正前の公害健康被害補償法施行令

8 事務の承継

(1) 基本的な考え方

- ◆ 特別区の設置の日において、大阪市が処理していた事務（一切の行政上の行為等を含む）は、法律・政令又は特別区設置協定書の定めるところにより、特別区又は大阪府が承継する
- ◆ 大阪府が処理していた事務の一部は、同様に、特別区が承継する

(2) 承継の方針

- ▶ 大阪市及び大阪府が蓄積してきた行政のノウハウ、高度できめ細かな住民サービスを低下させないよう、特別区及び大阪府は適正に事務を引き継ぐ
- ▶ 大阪市が実施してきた特色ある住民サービスについては、地域の状況や住民のニーズも踏まえながら、内容や水準を維持するよう努めるものとする